

## 1 対象事業（令和5年5月7日まで）（医療機関向け）

事業区分	内容	実施者	問合せ先（対象施設の要件について）
(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業	医療従事者の宿泊施設確保等	①神奈川モデル認定医療機関 （県認定要綱③又は④、⑥に該当する医療機関は除く） ②その他知事が認める者 <b>*注1</b>	医療危機対策本部室 管理グループ 045-285-0646
	消毒経費	①神奈川モデル認定医療機関 （県認定要綱③又は④、⑥に該当する医療機関は除く） ②その他知事が認める者	
(3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	感染患者等入院医療機関の設備整備	①神奈川モデル認定医療機関 （県認定要綱③又は④、⑥に該当する医療機関は除く） ②その他知事が認める者 <b>*注1</b>	医療危機対策本部室 管理グループ 045-285-0646
(4) 帰国者・接触者外来等設備整備事業	疑い患者等を診察する外来の設備整備	①帰国者・接触者外来 ②発熱診療等医療機関 ③その他知事が認める者 <b>*注2</b>	医療危機対策本部室 管理グループ 045-285-0646
(5) 感染症検査機関等設備整備事業 <b>※5月7日までの事業</b>	検査に必要な機器	①政令市 ②県や市と検査委託の契約を締結している機関	医療危機対策本部室 感染症対策企画グループ 045-210-4791

**\*注1：神奈川モデルの精神科コロナ重点医療機関、周産期コロナ受入医療機関、小児コロナ受入医療機関、透析コロナ患者受入医療機関、在宅難病患者受入協力病院など、県との協定等に基づき患者の受入れ、病床確保等を行う医療機関**

**\*注2：自宅療養中又は宿泊療養中の新型コロナウイルス感染症患者の検査・外来を行う医療機関（県認定要綱第4条第2項第4号又は第6号に該当する重点医療機関協力病院）**

## 1 対象事業 (令和5年5月7日まで) (医療機関向け)

事業区分	内容	実施者	問合せ先 (対象施設の要件について)
(7) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業 <u>※5月7日までの事業</u>	医師等を派遣する医療機関等の派遣経費を補助	①政令市 ②その他知事が認める者 (医師の派遣を行う医療機関) <b>*注3</b>	医療危機対策本部室 管理グループ 045-285-0075
(8) DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業	医師等を派遣する医療機関等の派遣経費を補助	①市町村 ②その他知事が認める者 (医師の派遣を行う医療機関)	医療危機対策本部室 管理グループ 045-285-0075
(9) 新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業 <u>※5月7日までの事業</u>	かわりの医師を派遣する医療機関の派遣経費を補助	①市町村 ②その他知事が認める者 (医師の派遣を行う医療機関)	医療危機対策本部室 管理グループ 045-285-0075
(10) 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業	休業等となった医療機関に、空気清浄機、消毒経費を補助 <b>※事業者負担1/2</b>	①市町村 ②その他知事が認める者 (感染症患者が発生し、休業又は診療縮小をした医療機関)	医療危機対策本部室 管理グループ 045-285-0075

**\*注3：新型コロナウイルス感染症重症患者の治療に必要な医療機器を正しく扱える知識を持った医師等医療従事者の派遣を行う医療機関及び都道府県が実施する新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する医療従事者養成研修に参加する医師、看護師、臨床工学技士の派遣を行う医療機関 (派遣元)**

○ 今回の交付申請受付は、令和5年4月～令和5年9月分が対象です。

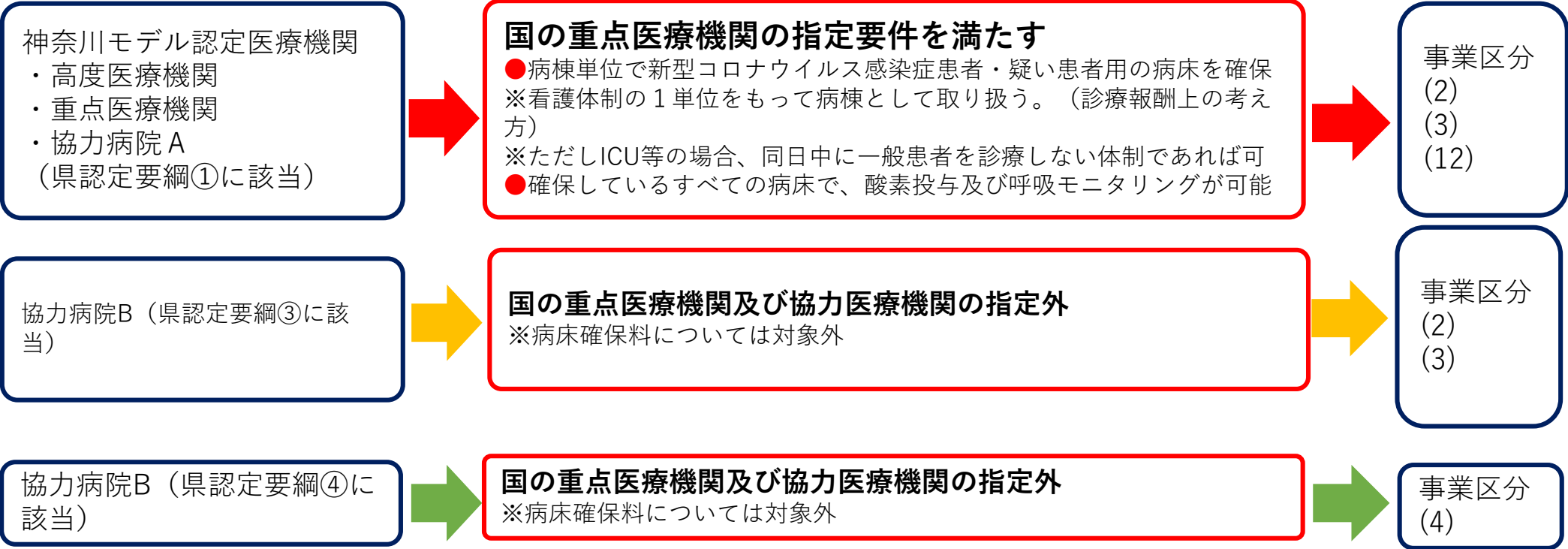
## 1 対象事業 (令和5年5月7日まで) (医療機関向け)

事業区分	内容	実施者	問合せ先 (対象施設の要件について)
(11) 医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業 <u>※5月7日までの事業</u>	多言語の看板や電光掲示板等の医療機関内での整備を支援	①県が選出する「外国人患者受入拠点医療機関」であって、かつ、新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関として知事が認める者	医療危機対策本部室 管理グループ 045-285-0075
(12) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業 <u>※5月7日までの事業</u>	重点医療機関等が行う高度医療向けの設備整備補助	①神奈川モデル認定医療機関の高度、重点、協力病院A <b>*注4</b> ②その他知事が認める者	医療危機対策本部室 管理グループ 045-285-0646
(13) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	設備整備等補助	①市町村 ②疑い患者受入れのため県に登録された救急医療・周産期医療・小児医療機関	医療危機対策本部室 感染症対策企画グループ 045-210-4791
(14) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業 <u>※5月7日までの事業</u>	外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制を整備するために必要な経費	①政令市 ②新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関であって、かつ、県が選出する「外国人患者受入拠点医療機関」	医療危機対策本部室 管理グループ 045-285-0646

**\*注4：協力病院Aのうち、県認定要綱①に該当する医療機関**

# 神奈川モデル認定医療機関と国の指定要件、補助金の関係

5月7日までの取扱い



協力病院 A  
○新型コロナウイルス感染症の軽症患者又は中等症患者の入院管理 (県認定要綱第4条第2項①該当)  
協力病院 B  
○高度医療機関等において、厚生労働省通知に定める退院基準を満たした患者の入院管理 (同③該当)  
○自宅療養中又は宿泊療養中の新型コロナウイルス感染症患者に係る検査・外来診療の実施 (同④該当)

病床確保料は別途ご案内の「受入病床確保事業」補助金にて補助

指定要件の詳細は、要綱別添「神奈川モデルにおける重点医療機関等に係る国の指定要件との関係整理について」参照

なお、神奈川モデルの精神科コロナ重点医療機関、周産期コロナ受入医療機関、小児コロナ受入医療機関、透析コロナ患者受入医療機関、在宅難病患者受入協力病院など、あらかじめ県との協定等に基づき患者の受入れ、病床確保等を行う医療機関については、実態に応じて(2)、(3)、(12)を可とする。(事前に県にご相談ください。)

# 令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金のご案内

## 2 対象事業（令和5年5月8日以降）（医療機関向け）

令和5年5月時点

事業区分	内容	実施者	問合せ先（対象施設の要件について）
（2）新型コロナウイルス感染症対策事業	消毒経費	①神奈川県知事との新型コロナウイルス感染症病床確保フェーズに応じた確保病床等に関する協定による確保病床又は協力病床を有し、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績があり、G-MIS上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う者 ②その他知事が認める者 <b>*注1</b>	医療危機対策本部室 管理グループ 045-285-0646
（3）新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	感染患者等入院医療機関の設備整備	①神奈川県知事との新型コロナウイルス感染症病床確保フェーズに応じた確保病床等に関する協定による確保病床又は協力病床を有し、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績があり、G-MIS上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う者 ②その他知事が認める者 <b>*注1</b>	医療危機対策本部室 管理グループ 045-285-0646
（4）外来対応医療機関設備整備事業	外来対応医療機関の設備整備	①新型コロナウイルス感染症患者を診療した実績がある外来対応医療機関	医療危機対策本部室 管理グループ 045-285-0646

**\*注1：神奈川モデルの精神科コロナ重点医療機関、周産期コロナ受入医療機関、小児コロナ受入医療機関、透析コロナ患者受入医療機関、在宅難病患者受入協力病院など、あらかじめ県と協定を締結し、病床確保等を行う医療機関を想定**



## 2 対象事業（令和5年5月8日以降）（医療機関向け）

令和5年5月時点

事業区分	内容	実施者	問合せ先（対象施設の要件について）
(8) DMAT・DPAT等 医療チーム派遣事業	医師等を派遣する医療機関等の派遣経費を補助	①市町村 ②その他知事が認める者（医師の派遣を行う医療機関） <b>*注2</b>	医療危機対策本部室 管理グループ 045-285-0075
(10) 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業	休業等となった医療機関に、空気清浄機、消毒経費を補助 <b>※事業者負担1/2</b>	①市町村 ②その他知事が認める者（感染症患者が発生し、休業又は診療縮小をした医療機関）	医療危機対策本部室 管理グループ 045-285-0075
(13) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	設備整備等補助	①市町村 ②疑い患者受入れのため県に登録された救急医療・周産期医療・小児医療機関	医療危機対策本部室 感染症対策企画グループ 045-210-4791
(14) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業	外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制を整備するために必要な経費	①政令市 ②新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関であって、かつ、県が選出する「外国人患者受入拠点医療機関」	医療危機対策本部室 管理グループ 045-285-0646

**\*注2：クラスターが発生した医療機関等に対して医師・看護師等を派遣する医療機関等**

# 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業について



**入院医療機関設備整備事業は整備対象設備により補助を受けられる医療機関が異なります。**

設備	確保病床を新たに設置又は増床する医療機関	協力病床を新たに設置又は増床する医療機関	確保病床又は協力病床を有する医療機関
初度設備費	○	○	
人工呼吸器及び付帯する備品	○		
個人防護具	○	○	○
簡易陰圧装置	○	○	
簡易ベッド	○	○	
体外式膜型人工肺及び付帯する備品	○		
簡易病室及び付帯する備品	○	○	
HEPAフィルター付空気清浄機	○	○	○
HEPAフィルター付パーテーション	○	○	○

# 令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援 補助金 令和4年度からの主な変更点①

## 1・外来対応医療機関確保事業の新設

### 外来対応医療機関確保事業

目的	外来対応医療機関の <u>新設に伴い必要となる初度設備等</u> の支援
補助対象	<u>新たに外来対応医療機関</u> となり、少なくとも <u>令和5年度中は継続</u> する医療機関 ※ <u>令和5年3月10日以降</u> 、新たに外来対応医療機関(令和5年5月7日以前は 発熱診療 等医療機関)の指定を受けた医療機関が対象
対象経費	① 患者案内のための看板の設置料 ② ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費 ③ 換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費 ④ 医療機器(パルスオキシメーター等)の購入費 ⑤ 非接触サーモグラフィーカメラ(検温・消毒機能付き等)の購入費
上限額	1施設当たり <b>500,000円</b>



## 2・5月7日までの事業の取扱い

要綱の別表2-1（令和5年5月7日まで）にあり、別表2-2にない事業（（5）感染症検査機関等設備整備事業、（12）新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業など。P1～3「1対象事業（令和5年5月7日まで）」に「5月7日までの事業」と記載のあるもの）は4月1日から5月7日までに生じた費用が補助対象になります。

なお、新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業は原則として令和4年度までにリースで整備した設備のリース料に限ります。

## 3・个人防护具の補助上限額の変更

个人防护具の補助上限額を変更します。

令和4年度 1人あたり3,600円⇒令和5年度 医療従事者1人一日あたり3,600円

# 令和5年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援 補助金 令和4年度からの主な変更点③

## 4・新規要件 期間中のコロナ患者受入実績、G-MISへの入力 (入院医療機関等設備整備事業、外来対応医療機関設備整備事業)

次の事業の補助には次の要件が必要です。

### ○入院医療機関等設備整備事業

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績があること
- (2) G-MISに実績及び受入可能病床数等の入力を行うこと  
⇒入力がない場合、補助対象になりませんのでご注意ください。

### ○外来対応医療機関設備整備事業

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績があること

実績報告時に、コロナ患者の受入実績とG-MISへの確実な入力の有無を確認します。

これらが無い場合は補助対象外になりますので、ご注意ください。

### 1 個人防護具の上限額を変更（再掲）

令和4年度 1人あたり3,600円⇒令和5年度 医療従事者1人一日あたり3,600円

### 2 「別表3 個人防護具に関する規格」に該当するものを補助

**例・ガウン** 耐水性のある不織布素材である。

長袖で体の前面をおおえる後ろ開き形状であり、通気性、透湿性があるもの。  
業務遂行に支障のないよう、首部及び腰部背面で留めるしめひもを有する。

**※全身を完全に覆う医療用防護服は補助対象外**

### 3 申請にあたって

個人防護具については、オミクロン株が主流になったことに伴う感染対策の見直しを踏まえ、学会等の感染対策ガイドラインに沿いつつ、効率性も考慮した対応としてください。

### 4 補助対象

令和5年4月1日以降に購入し、令和5年9月30日までに使用したものに限ります。実績報告時に使用実績を確認し補助を行います。

感染対策については、これまでの学会等のガイドラインの範囲内で最大限安全性を重視した対応から、ガイドラインに沿いつつ安全性だけでなく、効率性も考慮した対応へ見直されたことを踏まえ、次のとおり補助対象を見直します。

### ○ 環境消毒

環境消毒は原則不要で、1日一回程度の清掃を実施（県感染対策指針）

### ○ 患者の使用したリネン等の消毒

家庭用洗剤と洗濯機を用いた標準的な洗濯方法でウイルスを不活化できる。熱水洗濯（80℃、10分間）を行っている医療施設はそのままの方法で問題ありません。

患者の使用したリネンについて、特別な消毒や廃棄の必要はありません。（医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド）

- ⇒ 病棟・病室の環境消毒やリネン等の消毒は対象外とします。
- ⇒ それ以外の感染性廃棄物（個人防護具）の処理費用などコロナに伴い増加した費用のみを補助します。

- 補助金は、原則、実績に応じた精算払いになります。ただし、補助金の交付がないと補助対象となる設備の購入ができないなどのご事情により概算払いを希望される場合は、提出期限までにお電話でご相談ください（提出期限以後のご相談はお受けできません）。
- 申請の締切は、令和5年6月21日（水）です（**当日消印有効**）。

月	スケジュール
6月	申請受付開始 6月21日（水） 交付申請受付（消印有効）
7月	受付後、順次 ①審査 ②交付決定
8月	
9月	

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、第7号様式によりすみやかに、遅くとも令和7年5月31日までに県に報告（補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還）